証券コード　3440
平成27年11月11日

株　主　各　位

福岡市南区向野一丁目15番29号
日創プロニティ株式会社
代表取締役社長　石　田　　徹

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
　さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月25日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年11月26日（木曜日）午前10時
２．場　　所　福岡市中央区天神三丁目13番20号
アークホテルロイヤル福岡天神　３階　孔雀の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報告事項　第32期（平成26年９月１日から平成27年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kakou-nisso.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府と日銀による経済政策及び金融緩和政策の継続等を背景に緩やかな回復基調にあり、設備投資は持ち直しの動きが見られました。また、企業収益は総じて改善傾向にあり、企業の業況判断は概ね横ばいながらも一部に改善の兆しも見られました。

このような状況のもと、本社、東京、大阪、仙台、福島といった全国５拠点の販売体制により、新規取引先の開拓、既存取引先のリピートに積極的に取り組み、太陽電池アレイ支持架台、ソーラーネオポート、別注加工品、パネル類を主要品目とする「オーダー加工品部門」の売上高は6,953百万円（前期比1.5％減）となりました。また、波板、折板等屋根材を主要品目とする「企画品部門」の売上高は312百万円（同19.2％減）、「その他部門」の売上高は294百万円（同20.9％減）となりました。

以上により、当事業年度の売上高は7,559百万円（前期比3.3％減）、営業利益は売上原価の増加により2,239百万円（同20.8％減）、経常利益は2,283百万円（同19.7％減）、当期純利益は1,407百万円（同35.6％減）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は321百万円で、その主なものは、本社の新社屋用地、山田工場・福島工場の機械及び装置等であります。

③　資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 29 期 (平成24年８月期)	第 30 期 (平成25年８月期)	第 31 期 (平成26年８月期)	第 32 期 (当事業年度) (平成27年８月期)
売　　上　　高(百万円)	1,746	6,390	7,819	7,559
経　常　利　益(百万円)	30	2,754	2,844	2,283
当　期　純　利　益(百万円)	15	1,565	2,185	1,407
１株当たり当期純利益　(円)	9.45	232.71	297.05	193.50
総　　資　　産(百万円)	2,807	7,299	8,489	9,412
純　　資　　産(百万円)	880	4,205	6,284	7,371
１株当たり純資産　(円)	527.19	571.58	854.26	1,015.93

(注) １．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数で算出しております。
３．第30期において、平成25年３月１日付けで普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産を算定しております。
４．第30期において、平成25年８月５日を払込期日とする公募増資による160,000株の株式の発行を行い、1,763百万円を調達いたしました。
５．第30期は、太陽電池アレイ支持架台、ソーラーネオポート等太陽光発電関連製品の受注拡大により、大幅な増収、増益となりました。また、公募増資の実施と当期純利益の増加により、総資産及び純資産がそれぞれ大きく増加しました。
６．第31期において、平成25年12月１日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産を算定しております。
７．第32期につきましては、前記「⑴　当事業年度の事業の状況　①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社は、次の３項目を対処すべき課題と定めております。

①加工業界における新たなビジネスモデルの確立

当社が属する金属加工業界は、中・小規模の事業会社が大多数を占めており、それぞれが特定の加工分野における技術的な強みを有しています。しかし、一般的には、高い技術を有しながらも営業が手薄であることなどから、大手企業との間の下請け構造からは脱却できていないのが現状です。こうした金属加工業界の受け身の事業構造を変革するため、中・小規模の金属加工会社がそれぞれの強みを発揮しアライアンスを組むことによって、新たな製品ブランドの立ち上げを目指します。当社はその旗振り役を担うことによって、アライアンスで結ばれた加工業界の新たなビジネスモデルの実現に挑戦いたします。

②旺盛なチャレンジ精神の発揮

下記のとおり、各部門それぞれが旺盛なチャレンジ精神をもって課題に挑戦し、全社一丸となって新たな企業ステージを目指します。

営　業　部　門：営業基盤の強化と新商品の開発・販売の強化

製　造　部　門：生産効率の改善と製造原価の削減

品質管理部門：協力企業様との連携強化

管　理　部　門：諸制度の改善と連結決算の確立

企　画　部　門：トップマネジメントの補佐とステークホルダーの方々に向けた対応

③ステークホルダーの方々に向き合う経営

株主・投資家の皆様、お取引先企業、社員、地域社会等からの信頼と期待に応えていくため、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの強化、適時開示の適切な実行等により、透明かつ健全で効率の高い経営を遂行いたします。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（平成27年８月31日現在）

当社は、主として各種金属材料の加工及び販売を行っており、事業部門は以下のとおりであります。

① オーダー加工品部門
- 太陽光発電関連製品
  - 太陽電池アレイ支持架台
  - 太陽光発電システム搭載型カーポート（ソーラーネオポート）
- 別注加工品
- 不燃断熱パネル等の各種金属製パネル類

② 企画品部門
- 波板、折板等屋根材
- 建築用内外装材
- 各種デッキプレート

③ その他部門

上記に属さない受託加工、商品等であります。

⑹ 主要な営業所及び工場（平成27年８月31日現在）

名称	所在地
本社	福岡県福岡市南区
東京営業所	東京都中央区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
仙台営業所	宮城県仙台市太白区
福島営業所	福島県石川郡石川町
山田工場	福岡県嘉麻市
福島工場	福島県石川郡石川町

⑺ 使用人の状況（平成27年８月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名	4名増	42.3歳	6.4年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー・人材派遣会社からの派遣社員）66名（年間の平均人員）を含んでおりません。

⑻ 主要な借入先の状況（平成27年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社佐賀銀行	165百万円
株式会社西日本シティ銀行	125百万円
株式会社親和銀行	79百万円
株式会社福岡銀行	55百万円
株式会社みずほ銀行	40百万円
株式会社りそな銀行	23百万円
株式会社商工組合中央金庫	1百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1百万円

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑼ その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（平成27年８月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　19,200,000株

⑵ 発行済株式の総数　7,360,000株

⑶ 株主数　2,834名

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
石田利幸	2,596,800	35.78
石田徹	437,600	6.03
井上亜希	332,000	4.57
石田洋子	328,000	4.52
株式会社福岡銀行	192,000	2.64
株式会社商工組合中央金庫	128,000	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	93,300	1.28
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	72,500	0.99
後藤正治	60,000	0.82
大里和生	57,600	0.79
計	4,297,800	59.23

（注）1．当社は、自己株式104,200株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑸ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年10月23日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類：当社普通株式

取得した株式の総数：101,000株

取得価額の総額：99,951,100円

取得した期間：平成26年10月29日から平成26年11月13日まで

3．新株予約権等に関する事項

⑴ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年８月31日現在）

平成18年８月16日開催の取締役会の決議による新株予約権

・新株予約権の数
　10個
・新株予約権の目的となる株式の数
　普通株式32,000株（新株予約権１個につき3,200株）
・新株予約権の払込金額
　無償
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　620,800円（１株当たり　194円）
・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
　１株当たり　97円
・新株予約権を行使することができる期間
　平成20年８月４日から平成28年８月３日まで
・新株予約権の行使の条件
　① 新株予約権の行使の時点において、権利者が下記のいずれかの身分であることを要する。
　　ａ．当社の取締役、監査役又は使用人
　　ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
　　ｂ．顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるもの。
　② 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
　③ その他行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
社外取締役	10個	32,000株	1人

（注）1．当社は平成19年４月10日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。
2．当社は平成25年３月１日付けで普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。
3．当社は平成25年12月１日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石田利幸	
代表取締役社長	石田徹	
専務取締役	大里和生	営業部長
常務取締役	松尾信幸	製造部長
取締役	西川新二	経営企画室長
取締役	猪ノ立山住夫	管理部長
取締役	白垣政幸	白垣法律事務所所長
常勤監査役	有吉修	
監査役	広瀬隆明	広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 株式会社ＴＲＵＣＫ－ＯＮＥ社外監査役 株式会社ナフコ社外監査役 株式会社フォーシーズホールディングス(旧株式会社フェヴリナホールディングス)社外監査役 株式会社プラッツ社外監査役
監査役	大松健	大松公認会計士事務所所長 日本公認会計士協会北部九州会相談役

（注）１．取締役白垣政幸氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・常勤監査役有吉修氏は、他社において経理・総務担当の取締役として経営経験を有しております。
・監査役広瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役大松健氏は、公認会計士の資格を有しております。
４．当社は、取締役白垣政幸氏、監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏の４名を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．平成26年11月27日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、監査役松本鏡一氏は辞任により退任いたしました。
６．平成26年11月27日開催の第31回定時株主総会において、新たに猪ノ立山住夫氏は取締役に選任され就任いたしました。
７．平成26年11月27日開催の第31回定時株主総会において、新たに大松健氏は監査役に選任され就任いたしました。

8．当事業年度中における役員の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
石田利幸	代表取締役社長	代表取締役会長	平成26年11月27日
石田　徹	常務取締役 執行役員管理部長 兼品質管理部長	代表取締役社長	平成26年11月27日
大里和生	常務取締役 執行役員営業部長	専務取締役営業部長	平成26年11月27日
松尾信幸	取締役 執行役員製造部長	常務取締役製造部長	平成26年11月27日

⑵　取締役及び監査役の報酬等

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （1名）	166百万円 （3百万円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	13百万円 （12百万円）
合計 （うち社外役員）	11名 （4名）	180百万円 （15百万円）

（注）１．監査役の報酬等の額には、平成26年11月27日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
２．取締役の報酬限度額は、平成25年11月27日開催の第30回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成17年６月17日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

⑶　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

・取締役の白垣政幸氏は、白垣法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役の広瀬隆明氏は、広瀬公認会計士事務所所長及び北九州ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長であり、また株式会社ＴＲＵＣＫ－ＯＮＥ、株式会社ナフコ、株式会社フォーシーズホールディングス(旧株式会社フェヴリナホールディングス)及び株式会社プラッツそれぞれの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役の大松健氏は、大松公認会計士事務所所長及び日本公認会計士協会北部九州会相談役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	白　垣　政　幸	・当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。
監　査　役	有　吉　　修	・当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に財務、会計、法令等に係る見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。 ・当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 ・当社元従業員による不正行為に関し、平成27年３月13日に設置した調査委員会の委員長として、本事案の調査、検証、再発防止策の策定の取り纏めをいたしました。
監　査　役	広　瀬　隆　明	・当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております ・当事業年度開催の監査役会16回のうち15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監　査　役	大　松　　健	・当事業年度開催の取締役会17回のうち監査役就任以後開催の12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。 ・当事業年度開催の監査役会16回のうち監査役就任以後開催の11回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、３百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

5．会計監査人に関する事項

⑴ 名称　　如水監査法人

⑵ 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11百万円

（注）１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営責務であると認識し、平成27年７月７日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定し、下記のとおり決議いたしました。また、その主な運用状況は下記のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程を定め、研修、会議、業務及び通達を通じて取締役及び使用人に対する周知徹底を図る。

② 会社から独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

③ 内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携し、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行う。

④ 社外取締役を内部通報窓口とした内部通報制度運用規程を周知徹底し、コンプライアンスに反する行為の発生防止と早期発見を図るとともに、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。なお、内部通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに、監査役へ報告しなければならない。

⑤ 反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定める。これらの勢力に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断する。

（運用状況）

・取締役及び従業員は、経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程に基づいて業務に取り組み、社外役員は取締役会又は監査役会における発言を通じて、コンプライアンス体制強化の役割を果たしております。また、全役員及び従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、全社的なコンプライアンス意識の強化を図っております。

・内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携しながら監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行っております。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、決裁書類及びその他重要な情報は、文書管理規程等社内規程に基づいて適切に保管管理を行い、常時、取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧又は謄写可能な状態に管理する。

（運用状況）

文書管理規程を一部改定し、保存期限の明確化を図っております。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 内的要因及び外的要因にて起こりうるリスクをリストアップし、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会へ報告する。

② 重大なリスクが発生した場合は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と再発防止に向けた体制を整える。

（運用状況）

平成27年２月、元従業員による不正行為の可能性が発覚したことから、直ちに代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、調査を開始しました。更に、社外役員（独立役員）により構成される調査委員会を設置し、同委員会の調査結果を踏まえた再発防止策を決議してその運用を図っております。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を毎月１回、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

② 取締役の職務執行の効率向上に資するため、社外取締役は独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

③　経営の基本方針、基本戦略及び経営目標を明確にするため、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を決定し、目標達成に向けた進捗の管理を行う。

④　取締役会規程、職務権限規程により取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

（運用状況）

・取締役会規程に基づき、取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は17回開催しました。その中で、社外取締役は、独立、専門的立場から適宜助言を行っております。

・中期経営計画及び年度経営計画を決定し、取締役会において目標達成に向けた進捗の管理を行っております。

・取締役会規程及び職務権限規程に基づき、取締役会付議事項及び意思決定手順を明確に定め職務を執行しております。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はない。

（運用状況）

該当事項はありません。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会が必要とした場合は監査役会の決議により監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置する。

（運用状況）

該当事項はありません。

⑺ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒について事前に監査役会の同意を得る。

（運用状況）

該当事項はありません。

⑻ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に服する。

（運用状況）

該当事項はありません。

⑼ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

① 監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役又は使用人の職務執行の状況を把握するため、取締役会その他重要な意思決定会議に出席するとともに、決裁書類及び重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人にその説明を求める。

② 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、監査役に報告しなければならない。

③ 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。

（運用状況）

監査役は、取締役会その他重要な意思決定会議に出席し、必要に応じて説明を求め、また報告を受けております。

⑽　監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役又は使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行ってはならず、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

（運用状況）

内部通報制度運用規程により、相談又は通報した者に対し会社が不利益な取扱いをすることを禁止しこれを周知しております。

⑾　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（運用状況）

監査役の職務の執行に係る費用又は債務については、速やかに処理しております。

⑿　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役、担当取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、適切な意思疎通と連携を図る。

② 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。

③ 内部監査人は、内部監査計画及びその実施結果を、計画立案及び内部監査実施の都度、監査役へ報告する。

④ 監査役会規程、監査役監査規程及び監査役監査基準の改廃は、監査役会が行う。

（運用状況）

・監査役は、代表取締役とは年２回、担当取締役とは監査の都度、意見交換を行っております。
・監査役は、会計監査人から定期的に監査実施報告を受け、また必要に応じて監査実施状況を聴取しております。
・監査役は、内部監査人から内部監査計画の報告を受け、また内部監査実施の都度、報告を受けております。
・会社法改正に伴い、監査役会において監査役会規程を一部改定しております。

⑬　財務報告の信頼性を確保するための体制

①　財務報告の信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を実施する。
②　取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

（運用状況）

「内部統制構築に関する実務指針」に基づき、財務報告に係る内部統制システムについて厳格な評価を実施し、内部統制報告書を作成し、取締役会に報告を行っております。

貸借対照表

（平成27年８月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**6,660,391**	**流動負債**	**1,450,053**
現金及び預金	4,374,543	買掛金	201,478
受取手形	98,096	短期借入金	320,000
電子記録債権	103,697	1年内返済予定の長期借入金	100,036
売掛金	1,505,645	リース債務	6,103
商品及び製品	33,724	未払金	2,122
仕掛品	171,601	未払費用	216,155
原材料及び貯蔵品	322,054	未払法人税等	400,208
前払費用	4,207	未払消費税等	191,815
繰延税金資産	44,228	前受金	7,755
未収入金	8	預り金	4,378
その他	3,120	**固定負債**	**591,031**
貸倒引当金	△537	長期借入金	70,303
固定資産	**2,752,064**	リース債務	19,403
有形固定資産	**2,644,646**	退職給付引当金	38,672
建物	916,233	長期未払金	300,200
構築物	72,335	繰延税金負債	160,924
機械及び装置	988,924	資産除去債務	1,527
車両運搬具	10,211	**負債合計**	**2,041,084**
工具、器具及び備品	49,509	**純資産の部**	
土地	583,088	**株主資本**	**7,371,370**
リース資産	24,019	**資本金**	**1,176,968**
建設仮勘定	324	**資本剰余金**	**1,102,806**
無形固定資産	**77,345**	資本準備金	1,096,968
特許権	206	その他資本剰余金	5,838
ソフトウエア	52,815	自己株式処分差益	5,838
電話加入権	517	**利益剰余金**	**5,191,680**
その他	23,806	利益準備金	4,937
投資その他の資産	**30,072**	その他利益剰余金	5,186,743
投資有価証券	25,560	圧縮積立金	359,539
出資金	10	特別償却準備金	7,445
破産更生債権等	3,798	別途積立金	100,000
差入保証金	100	繰越利益剰余金	4,719,758
敷金	3,909	**自己株式**	**△100,084**
長期前払費用	455	**純資産合計**	**7,371,370**
その他	36		
貸倒引当金	△3,798		
資産合計	**9,412,455**	**負債純資産合計**	**9,412,455**

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　平成26年９月１日
至　平成27年８月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,559,960**
売上原価		**4,404,268**
売上総利益		**3,155,691**
販売費及び一般管理費		**915,997**
営業利益		**2,239,693**
営業外収益		
受取利息	1,080	
受取家賃	5,709	
受取補償金	4,577	
貸倒引当金戻入額	157	
物品売却益	29,382	
その他	5,867	46,774
営業外費用		
支払利息	2,656	
自己株式取得費用	702	3,358
経常利益		**2,283,109**
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	158	
固定資産除却損	236	
減損損失	5,632	6,026
税引前当期純利益		**2,277,084**
法人税、住民税及び事業税	863,833	
法人税等調整額	8,224	
過年度法人税等還付税額	△2,379	869,679
当期純利益		**1,407,405**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年９月１日
至　平成27年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
			自己株式処分差益			圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,176,968	1,096,968	5,838	1,102,806	4,937	348,368	10,357	100,000	3,541,315	4,004,979
当期変動額										
剰余金の配当									△220,704	△220,704
税率変更に伴う準備金の増加						17,497	339		△17,836	－
圧縮積立金の取崩						△6,327			6,327	－
特別償却準備金の取崩							△3,251		3,251	－
当期純利益									1,407,405	1,407,405
自己株式の取得										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	11,170	△2,912	－	1,178,443	1,186,701
当期末残高	1,176,968	1,096,968	5,838	1,102,806	4,937	359,539	7,445	100,000	4,719,758	5,191,680

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△133	6,284,620	6,284,620
当期変動額			
剰余金の配当		△220,704	△220,704
税率変更に伴う準備金の増加		－	－
圧縮積立金の取崩		－	－
特別償却準備金の取崩		－	－
当期純利益		1,407,405	1,407,405
自己株式の取得	△99,951	△99,951	△99,951
当期変動額合計	△99,951	1,086,750	1,086,750
当期末残高	△100,084	7,371,370	7,371,370

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品(オーダー加工品)
　個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・商品及び製品(企画品)
　月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・仕掛品
　個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・原材料及び貯蔵品
　月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

⑵　固定資産の減価償却方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）
　定率法
　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
　建物及び構築物　8年～38年
　機械及び装置　　2年～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）
　ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
　なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年８月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金
　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　退職給付引当金
　従業員の退職給付に備えるため、退職金規程を基に算出された当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産

①　担保に供している資産の内容及び金額

建物	313,495千円
土地	170,800千円
計	484,295千円

②　上記に対応する債務

短期借入金	26,000千円
1年内返済予定の長期借入金	18,000千円
長期借入金	12,000千円
計	56,000千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　2,842,278千円

⑶　受取手形裏書譲渡高　258,145千円

⑷　取締役に対する長期金銭債務　300,200千円

長期未払金は、平成19年11月29日開催の第24回定時株主総会において、承認可決された取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る債務であります。

3．損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
福岡県春日市	社員寮	土地及び建物	5,632

当社は、全社を１つのグルーピングの単位としております。上記の資産につきましては、当事業年度に売買契約を締結したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、土地5,632千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却予定価額にて評価しております。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,360,000株	－株	－株	7,360,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,200株	101,000株	－株	104,200株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得101,000株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年11月27日 定時株主総会	普通株式	220,704千円	30円00銭	平成26年8月31日	平成26年11月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年11月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	253,953千円	35円00銭	平成27年8月31日	平成27年11月27日

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	23,077千円
未払社会保険料	2,653千円
未払賞与	18,434千円
売上加算調整額	62千円
繰延税金資産（流動）計	44,228千円
繰延税金資産（固定）	
役員退職慰労金（未払）	96,244千円
退職給付引当金繰入超過額	12,398千円
貸倒引当金繰入超過額	1,188千円
減損損失	51,016千円
資産除去債務	489千円
投資有価証券評価損	897千円
小計	162,234千円
評価性引当額	△149,836千円
繰延税金負債との相殺	△12,398千円
繰延税金資産（固定）の純額	－千円
繰延税金負債（固定）	
特別償却準備金	3,550千円
土地圧縮積立金	58,134千円
建物圧縮積立金	111,637千円
繰延税金負債計	173,322千円
繰延税金資産との相殺	△12,398千円
繰延税金負債の純額	160,924千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
税額控除	△1.3%
住民税均等割	0.4%
留保金課税	3.6%
評価性引当額の増減	△0.5%
税率変更による影響	0.2%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2%

⑶　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38％から平成27年９月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83％、平成28年９月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金資産が3,435千円及び繰延税金負債が16,553千円それぞれ減少し、法人税等調整額が4,719千円増加しております。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

⑴　リース資産の内容

①　有形固定資産

工場におけるトラック及びフォークリフトであります。

②　無形固定資産

該当事項はありません。

⑵　リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7．金融商品関係に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については事業計画及び設備投資計画から策定した資金計画に基づき、主に銀行借入で資金を調達しております。デリバティブ取引は利用しておらず、また、投機的な取引は行わない方針であります。一時的な余資は安全性、流動性の高い金融資産で運用しております。

②　金融商品の内容、そのリスク及び金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信・債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を検討する体制をとっております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次での資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
⑴　現金及び預金	4,374,543	4,374,543	－
⑵　受取手形	98,096	98,096	－
⑶　電子記録債権	103,697	103,697	－
⑷　売掛金	1,505,645	1,505,645	－
資産計	6,081,983	6,081,983	－
⑴　買掛金	201,478	201,478	－
⑵　短期借入金	320,000	320,000	－
⑶　1年内返済予定の長期借入金	100,036	100,036	－
⑷　未払費用	216,155	216,155	－
⑸　未払法人税等	400,208	400,208	－
⑹　未払消費税等	191,815	191,815	－
⑺　長期借入金	70,303	70,303	－
負債計	1,499,996	1,499,996	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形、⑶　電子記録債権、⑷　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　短期借入金、⑷　未払費用、⑸　未払法人税等、⑹　未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　1年内返済予定の長期借入金、⑺　長期借入金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期未払金　300,200千円

長期未払金は役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給額の未払い分でありますが、支払時期を予測することが不可能であり将来キャッシュ・フローを見積もることなどができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

３．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）
長期借入金	58,654	11,649	－

８．関連当事者取引に関する注記

該当事項はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　1,015円93銭

⑵　１株当たり当期純利益　193円50銭

10. 重要な後発事象に関する注記

平成27年10月13日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、以下のとおり実施いたします。

⑴ 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と株主還元を目的として自己株式の取得を行うものであります。

⑵ 取得に係る取締役会の決議内容

① 取得対象株式の種類

当社普通株式

② 取得しうる株式の総数

160,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.2%)

③ 株式の取得価額の総額

100,000千円(上限)

④ 取得期間

平成27年10月14日から平成27年11月13日まで

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月21日

日創プロニティ株式会社
　取締役会　御中

如水監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　廣島　武文　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　内田　健二　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の平成26年９月１日から平成27年８月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年９月１日から平成27年８月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月23日

日創プロニティ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　有吉　　修　㊞

監　査　役（社外監査役）　広瀬　隆明　㊞

監　査　役（社外監査役）　大松　　健　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、今後の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度における経営成績を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、当期の業績が平成26年10月10日に公表の業績予想を上回って好調に推移しましたので、株主の皆様への一層の利益還元を図るため、特別配当として１株につき５円増配し１株当たり35円とし、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。
⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき35円
　　配当総額　253,953,000円
⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年11月27日

第２号議案　取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役西川新二氏は辞任により退任されますので、その補欠として取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
もろおか　やすのり 諸岡　安名 （昭和34年１月７日生）	昭和57年４月　株式会社佐賀銀行入行 平成15年６月　同行福岡本部調査役 平成16年10月　同行人事企画部付主任調査役アイ・ケイ・ケイ株式会社出向、同社経営企画室長 平成19年１月　同社経営企画部長 平成19年７月　転籍、同社取締役経営企画部長 平成24年２月　同社取締役経営管理部長 平成26年４月　当社経営企画室副室長（現任）	1,000株

（注）取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区天神三丁目13番20号
アークホテルロイヤル福岡天神　３階　孔雀の間
ＴＥＬ　092（724）2222（代）

